

議 事 録

会議名		釧路市障がい者自立支援協議会 相談支援部会
事務局		釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター
開催日時		2019年（令和元年）12月13日（金）15:00～16:30
開催場所		釧路市役所防災庁舎5階会議室A
出席者	委員	あいけあ（岸副部長・平間・佐久間）、つばさ（西） ハート釧路（谷口）、自立センター（森島・柿沼）、いんくる（山口）、 サポートルームのおと（高野・葛野）、児童発達支援センター（下山）、 クローバー（酒田）、相談支援センターにじ（森山）、いまい（倉野）、 Kc マヴィ（山本）、相談支援事業所いっ歩（二瓶・植田）、リール（西川）、 相談支援事業所結（八木沢） 議事録：相談支援事業所サハス（木村副部長・小山内） 出席者 21名
	その他	
	傍聴者	
	事務局	釧路市障がい福祉課 猿子・竹腰・田仲・佐々木（一） 基幹相談支援センター 近藤・脇田 出席者 6名
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 相談支援部会 副部長 岸雄太郎 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会資源紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所 結 ・ヘルパーステーションクプナ ・就労継続支援B型るーな ・生活介護事業所それいゆ (2) グループワーク <p>「インフォーマルを中心とした資源マップの作成について」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他グループの調査票について ② 資源マップの取り組みについて (3) 日々の困りごと (4) その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域生活拠点等整備事業に係る経過報告 ② 障がい児通所支援の申込みについて 4. 閉会

議 事 内 容

3. 議事

(1) 社会資源紹介

①相談支援事業所 結

スタッフ不在で休止していたが、10月より相談支援事業所を再開した。

主たる対象を精神障害者としているが、スタートしてすぐに来た相談は知的や身体が多い。

②ヘルパーステーションクプナ

有料老人ホームに併設しており、介護保険のみ指定を受けていたが、障がいの指定も受け、ホーム入居者をメインにサービス提供している。現時点では、重度の障がい者の受け入れは困難だが、少しずつ受け入れをしていきたい。

③就労継続支援 B 型るーな・生活介護事業所それいゆ

合同会社こぼんで10月から多機能型事業所（B型・生活介護）開設した。

事業所が車いす対応になっていないため、車いす利用者が利用を希望した場合は、利用者との相談の上、通所が可能か判断したい。

④グループホーム カプシーヌ鳥取北

すまいる 946 で女性限定グループホームの開設予定している。

入居や見学の問い合わせはすまいる 946 に問い合わせてください。

(2) グループワーク

相談支援部会で3回にわたって実施してきた資源マップ作成について、今回のグループワークでは、他グループの調査票を見ながらマップ作成の感想や活用方法、改善点などを各グループで話し合いを行う。

○各グループからの発表

【グループ1】

情報が多すぎて探すのが大変だった。

検索しやすいようにデータベース化すると良いが、情報の更新等含め、管理が煩雑となる問題がある。

【グループ2】

3グループの資源マップのまとめが面白い。子供食堂などの情報が聞けては良かった。

相談支援部会以外で共有する他に情報の公開はしても良いのか？という疑問もあがっていた。

実際には知らないサービスがもっとあると思う。

市内の事業所マップがあると良い。色分けやサービス別になっているとわかりやすい。

【グループ3】

カテゴリー分けや、説明がもう少し詳しくなると良い。

マップを作る期間があいていたので、短期間で作れるとスムーズにいったのではないかな。

【基幹相談支援センター】

データ化については役員会で検討する。

議 事 内 容

(3) 日々の困りごと

マップ作成のグループ内で日々の悩みや困りごとを自由に責任なく発言するグループワーク。(日々の困りごとについては、議事録には残さないとしているため記載しない。)

(4) その他

① 地域生活拠点等整備事業に係る経過報告

木村副部長より

令和3年1月に事業が開始予定。登録制で登録者に対し、地域定着支援を利用した相談支援体制と短期入所を中心とした緊急受入支援するところから開始する。

基幹相談支援センターがコーディネーター業務を担っていく。

登録対象者の範囲については、今後検討していくこととなっている。

② 障がい児通所支援の申請について

障がい福祉課より

例年、2月上旬の1週間程度を申請期間とし、市役所障がい福祉課にて特設窓口を開設していたが、今年度は2月中を期限とし、通常の窓口対応で申請を受け付ける。

利用者への申請案内は1月下旬発送である。

計画案の締切は3月9日としているが、出来次第送付してほしい。

申請については、保護者への聞き取り等あるため、計画相談支援事業所では、申請書を預からないようにしてほしい。どうしても、来所できない場合は、障がい福祉課へ連絡するよう保護者へ伝えてほしい。

4. 閉会

以上